

☐	☐
正	副

☐	一級
☐	二級
☐	木造

建築士事務所登録申請書

(第一面)

〔記入注意〕

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

※手数料欄

別紙の貼り付け欄に手数料の
払込金受領証（振込明細票）
を貼り付けます。

☐	一級
☐	二級
☐	木造

建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実
に相違ありません。

令和 年 月 日

登録申請者氏名

指定事務所登録機関

一般社団法人山口県建築士事務所協会 会長 様

建 事 務 所		ふりがな 氏 名				
		所在地	(〒 —)			
		電話	— —	FAX	— —	
		一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所 ☐ 二級建築士事務所 ☐ 木造建築士事務所 ☐			
登 録 申 請 者	あ る と き 個 人 で	ふりがな 氏 名		建 築 士 の 資 格	一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士 ☐ な し ☐	
		住 所				
	あ る と き 法 人 で	ふりがな 氏 名				
		事務所 所在地				
建 管 理 す る 建 築 士 事 務 所		ふりがな 氏 名			登録番号	
		一級建築士、二級建築 士又は木造建築士の別	一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士 ☐	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は 木造建築士の場合)		
		管理建築士講習を 修了した年月日	年 月 日	修了証番号	第 号	
現登録年月日 及び登録番号		令和 年 月 日 山口県知事登録 () 第 号			※ 審 査	
新 規 ☐	更 新 ☐	※ 令和 年 月 日 山口県知事登録 () 第 号				

所属建築士名簿

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

[illegible]

(第三面)

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏 名		役 名	生 年 月 日		
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日
	☐ 男・ ☐ 女		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年	月 日

(備考)

 別紙 有 ☐
 無 ☐

[illegible][illegible][illegible][illegible]

- [illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

〔 登録申請者 ☐ 〕
〔 管理建築士 ☐ 〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

[illegible]

誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称

指定事務所登録機関

一般社団法人 山口県建築士事務所協会 会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(3に該当する者を除く。)

[記入注意] 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

誓約書

(建築士事務所名)

私は、この建築士事務所の管理建築士として、専任することを誓約いたします。

令和 年 月 日

(管理建築士名)

指定事務所登録機関

一般社団法人 山口県建築士事務所協会 会長 様

払込金受領書貼付欄

建築士事務所登録申請提出書類一覧（紙での提出の場合）

令和7年4月1日以降摘要

提出書類名		事務所登録申請				備考
		新規		更新 (注1)		
		法人	個人	法人	個人	
建築士法に定める書類	建築士事務所登録申請書 (第一面)	○	○	○	○	記入例をご覧のうえ記入漏れのないようにご注意ください。
	所属建築士名簿(第二面)	○	○	○	○	管理建築士を筆頭に、所属建築士全員を記入してください。 建築士法第23条10の規定により、登録を受けていない建築士は業務を行うことができません。
	役員名簿(第三面)	○	－	○	－	役員名簿には、業務を執行する社員、取締役、執行役、社外取締役、代理権を有する支配人、若しくはこれらに準ずる者(法人格のある種組合の理事等)を記入してください。 ※監査役、会計参与、監事及び取締役でない支店長等は 除きます 。 氏名、役名は登記事項証明書のとおりに記入してください。
	業務概要書(イ)	－	－	○	○	建築士事務所が行った設計等の業務について直近5年間のものから順次記入してください。 業務実績がなければ「該当なし」と記載してください。 1枚に収まらない場合は、「他○件」と記入することも可。
	略歴書(ロ) (登録申請者、管理建築士)	○	○	○	○	登録申請者と管理建築士が異なる場合、略歴書をそれぞれ提出してください。 最終学歴から現在までの職歴を新しいものから記入してください。
	管理建築士講習修了証の写し	○	○	○	○	法定の(大臣登録の)管理建築士講習に限られます。 ＜注意＞知事指定研修や法定の所属建築士の定期講習ではありません。
	登録申請者の誓約書(ハ)	○	○	○	○	誓約の日付は登録申請書と同一日で記入ください。(申請日の日付と期間が出来るだけ開かないこと)
	定 款 の 写 し	○	－	○	－	事業目的に「建築の設計及び工事監理」の記載があること。 新規登録時は、事業目的の中に「建築の設計及び工事監理」を入れてから申請してください。 定款(写し)は、現行の定款と相違ない旨の証明、日付、法人名、代表者名の記載が必要です。(押印は不要)
	商業登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	○	－	○	－	目的に「建築の設計及び工事監理」の記載があること。 新規登録時は、目的の中に「建築の設計及び工事監理」を入れてから申請してください。 登記事項証明書は原本(おおむね3ヶ月以内のもの)を提出ください。 ただし副本については写しでも可。
管理建築士の専任に関する誓約書		○	○	○	○	
管理建築士の建築士免許証の写し		○	○	－	－	
建築士の定期講習の修了証の写し		○	○	○	○	法定の(大臣登録の)建築士の定期講習に限られます。(有効期限内のもの) 所属建築士全員分(管理建築士も含む)の修了証の写しを添付してください。
事務所付近見取図		○	○	－	－	建築士事務所の所在する敷地が特定できる程度の縮尺で作成してください。
登録手数料の振込明細票・利用控等の 入金が確認できる書類		○	○	○	○	(一社)山口県建築士事務所協会指定の口座(山口銀行・ゆうちょ銀行)にお振込みしてください。 ネットバンキングでの振込完了の写しでも可
提出部数		正副 各1部				
提出方法		窓口持参または郵送				郵送の場合は配達記録が残るもの(レターパックなど)で郵送してください。
登録申請手数料	一級・二級・木造 各建築士事務所	¥25,000				令和7年4月1日以降の受付より摘要

注1. 事務所登録の更新は有効期間満了の30日前までに提出してください。（建築士法施行規則第18条）

※有効期間満了日＝前回の登録年月日の5年後の応当日の前日